

JENS
ファイバーコネクションサービス
契約約款

平成13年11月 1日 制定

令和6年10月1日 改定

ソフトバンク株式会社

第1章 総 則

(取扱いの準則)

第1条 当社は、電気通信事業法(以下「法」といいます。)その他の法令の規定に基づき当社が定めたこのJENSファイバーコネクションサービス契約約款(以下「この約款」といいます。)によってJENSファイバーコネクションサービスを提供します。

2 この約款は平成17年11月30日において、この約款に基づいてJENSファイバーコネクションサービスに係る利用契約を締結しているものに限り適用します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のJENSファイバーコネクションサービス契約約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3第2項第1号に規定する変更を行う場合、当社のホームページに掲示する方法又は当社が適当であると判断する方法により説明します。

第2章 JENSファイバーコネクションサービスの品目等

(JENS ファイバーコネクションサービスの品目及び付加サービス)

第3条 JENS ファイバーコネクションサービスの品目は、次のとおりとします。

品目	内容
JENSファイバーコネクション(/32)タイプB ビジネスタイプ	東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」といいます。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます。)が提供する「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」若しくは「フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ」、NTT東日本が提供する「フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ」、「フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ」、フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ」若しくは「フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ」又はNTT西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ集」若しくは「フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ集」を利用して提供され、インターネットネットワークアドレスとして固定IPアドレスを1個割り当てるサービス
JENSファイバーコネクション(/32)タイプB ベーシックタイプ	NTT東日本及びNTT西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」若しくは「フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ」、NTT東日本が提供する「フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ」、「フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ」、フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ」若しくは「フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ」又はNTT西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ集」若しくは「フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ集」を利用して提供され、インターネットネットワークアドレスとして固定IPアドレスを1個割り当てるサービス
JENSファイバーコネクション(/32)タイプB ニューファミリータイプ	NTT東日本が提供する「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」を利用して提供され、インターネットネットワークアドレスとして固定IPアドレスを1個割り当てるサービス
JENSファイバーコネクション(/32)タイプB ファミリー100タイプ	NTT西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ」又は「フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ集」を利用して提供され、インターネットネットワークアドレスとして固定IPアドレスを1個割り当てるサービス
JENSファイバーコネクション(/32)タイプB ハイパーファミリータイプ	NTT東日本が提供する「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」を利用して提供され、インターネットネットワークアドレスとして固定IPアドレスを1個割り当てるサービス
JENSファイバーコネクション(/32)タイプB マンションタイプ	NTT東日本及びNTT西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」又はNTT西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ」若しくは「フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ集」を利用して提供され、インターネットネットワークアドレスとして固定IPアドレスを1個割り当てるサービス
JENSファイバーコネクション(/32)タイプB フレッツ・光プレミアムファミリータイプ	NTT西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ」又は「フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ集」を利用して提供され、インターネットネットワークアドレスとして固定IPアドレスを1個割り当てるサービス
JENSファイバーコネクション(/32)タイプB フレッツ・光プレミアムマンションタイプ	NTT西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ」又は「フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ集」を利用して提供され、インターネットネットワークアドレスとして固定IPアドレスを1個割り当てるサービス

JENSファイバーコネクション (/27) タイプ B ビジネスタイプ	NTT東日本及びNTT西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」若しくは「フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ」、NTT東日本が提供する「フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ」、「フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ」、フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ」若しくは「フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ」又はNTT西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ」若しくは「フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ」を利用して提供され、インターネットネットワークアドレスとして固定IPアドレスを30個割り当てるサービス
JENSファイバーコネクション (/26) タイプ B ビジネスタイプ	NTT東日本及びNTT西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」若しくは「フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ」、NTT東日本が提供する「フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ」、「フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ」、フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ」若しくは「フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ」又はNTT西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ」若しくは「フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ」を利用して提供され、インターネットネットワークアドレスとして固定IPアドレスを62個割り当てるサービス

2 JENSファイバーコネクションサービスの付加サービスは、次のとおりとします。

品目	内容
フレッツ回線代行オプション	JENSファイバーコネクションサービスの付加価値サービスであり、JENSファイバーコネクションサービスの品目にて使用するNTT東日本及びNTT西日本のフレッツ 光ネクスト回線を当社にて手配し、その回線の料金請求、修理又は復旧の受付等を当社が提供する。

(提供区域)

第4条 JENSファイバーコネクションサービスの提供区域は、日本全国のNTT東日本ならびにNTT西日本の「フレッツ 光ネクスト」提供地域とします。

第3章 利用契約

(利用資格)

第5条 JENSファイバーコネクションサービスの利用申込をする方は、NTT東日本ならびにNTT西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト」の契約者である必要があります。

(利用契約の単位)

第6条 JENSファイバーコネクションサービスの利用契約の単位は、JENSファイバーコネクションサービスの1お申込毎に締結致します。

(利用申込)

第7条 JENSファイバーコネクションサービスの利用申込をする方は、当社が別に定める契約申込書に次の事項を記載して当社に提出してください。

- (1) 利用申込をする方の氏名または商号および住所または居所、法人にあってはその代表者の氏名
- (2) JENSファイバーコネクションサービスの品目
- (3) 利用開始希望年月日
- (4) その他JENSファイバーコネクションサービスの提供に必要な事項

(利用申込の承諾)

第8条 当社は、お客様から利用申込を承諾したときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き利用申込を承諾致します。

- (1) 利用申込をする方が、JENSファイバーコネクションサービスの料金等、割増金または遅延損害金の支払いを怠り、または怠るおそれがあるとき
- (2) 当社の業務の遂行上または技術上著しい困難があるとき

2 当社は、お客様から利用申込を承諾したときは、JENSファイバーコネクションサービスを利用するためのユーザIDとパスワードを交付します。

(最低利用期間)

第9条 JENSファイバーコネクションサービスの最低利用期間は、サービスの提供を開始した日から起算して、6ヶ月間とします。

- 2 お客様は、JENSファイバーコネクションサービスの提供の開始前に利用契約の解除を行なった場合、当社が定める期日までに最低利用期間相当の基本料を当社に対して支払わなければなりません。
- 3 お客様は、JENSファイバーコネクションサービスの最低利用期間内に利用契約の解除を行なった場合、当社が定める期日までに残余の期間相当の基本料を当社に対して支払わなければなりません。
- 4 フレッツ回線代行オプションの最低利用期間は、サービスの提供を開始した日から起算して、1ヶ月間とします。

(品目の変更等)

第10条 お客様は、JENSファイバーコネクションサービスの品目の変更を請求することができます。こ

- の場合、当社が別に定める申込書を、当該変更を希望する日の1カ月前までに、当社に提出して下さい。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条(利用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。
 - 3 お客様は、JENSファイバーコネクションサービスの品目の変更を行った際には、品目変更料を支払うものとします。
 - 4 お客様は、第9条(最低利用期間)に定める最低利用期間の満了前に、品目の変更等による基本料の減額があった場合、その差額を当社が定める期日までに一括して支払う義務があります。
 - 5 フレッツ回線代行オプションの利用申込を行ったお客様は、JENSファイバーコネクションサービスの品目の変更を行った際には、フレッツ回線代行オプションの回線もJENSファイバーコネクションサービスの品目に合わせて変更するものとします。

(権利譲渡の禁止)

第11条 お客様は、JENSファイバーコネクションサービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

(お客様の地位の承継)

- 第12条 相続または法人の合併によりお客様の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に通知してください。
- 2 前項の場合において、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの1名を当社に対する代表者と定め、あわせて書面によりその旨を当社に通知してください。これを変更したときも同様とします。
 - 3 当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を代表者とみなします。

(お客様の氏名等の変更)

第13条 お客様は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知してください。

(当社が行う利用契約の解除)

- 第14条 当社は、第25条(提供の停止)の規定によりJENSファイバーコネクションサービスの利用を停止されたお客様が、提供の停止期間中になおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
- 2 当社は、お客様が第25条(提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める提供の停止をすることなくその利用契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨をお客様に通知します。

(お客様が行う利用契約の解除)

第15条 お客様は、利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする月の末日の3カ月前までに書面によりその旨を当社に通知してください。

第4章 料 金 等

(料金等)

第16条 JENSファイバーコネクションサービスの料金、(以下「料金等」といいます。)は次のとおりとします。

区 分	内 容
加入料	利用契約締結の際に支払う、別表第1号の第1項の各号に定める料金
月額基本料	利用開始日以降毎月支払う、別表第1号の第1項の各号に定める料金であって、別表第1号の第4項に定める計算方法により計算されるもの
工事費	フレッツ回線代行オプションの利用申込を行ったお客様に適用される費用であり、フレッツ 光ネクスト回線の工事を行った際に支払う、別表第一号の第2項に定める料金。
品目変更料	JENSファイバーコネクションサービスの品目を変更した際に支払う、別表第一号の第3項に定める料金。

(加入料の支払義務)

第17条 お客様は、利用申込を行い、当社からその承諾を受けたときは、加入料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する加入料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。以下同じとします。)を加算した額とします。尚、加入料は、解約時にも返却いたしません。

(月額基本料の支払義務)

- 第18条 お客様は、当社が利用契約に係るJENSファイバーコネクションサービスの提供を開始した日から起算して、その利用契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一である場合は、1日間とします。)について、月額基本料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する月額基本料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 2 お客様は、第25条(提供の停止)の規定によりJENSファイバーコネクションサービスの提供を停止された場合であっても提供停止期間中における月額基本料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する月額基本料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

- 3 お客様の責によらない事由により、JENSファイバーコネクションサービスの利用が全くできない状態（全く利用できない状態と同程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して、連続して12時間以上サービスが利用できなかった時は、そのことを当社が知った時刻から使用することが可能となった時刻までの時間数を12で除した数（少数点以下の端数は切り捨てます。）に基本料の月額60分の1を乗じて得た額を、お客様からの請求により、減額または返還します。

（工事費の支払義務）

- 第19条** フレッツ回線代行オプションの利用申込を行い、フレッツ 光ネクスト回線の工事を受けたときは、フレッツ 光ネクスト回線の工事費当社に支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する工事費の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

（品目変更料の支払義務）

- 第20条** お客様は、JENSファイバーコネクションサービスの品目変更を行い、当社がその承諾を受けたときは、品目変更料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する品目変更料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金等の支払い）

- 第21条** お客様は、JENSファイバーコネクションサービスの料金等について、当社が別に定める期日までに、当社の指定する金融機関又は当社の事業所等において支払わなければなりません。

（割増金）

- 第22条** JENSファイバーコネクションサービスの料金等を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払わなければなりません。

（遅延損害金）

- 第23条** お客様は、JENSファイバーコネクションサービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払わなければなりません。

第24条 削除

第5章 提供の停止等

（提供の停止）

- 第25条** 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、JENSファイバーコネクションサービスの提供を停止することがあります。

- (1) JENSファイバーコネクションサービスの料金等、割増金または遅延損害金を支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (2) 第24条(禁止される行為)で定めるいずれかの禁止行為に該当すると当社が判断したとき
 - (3) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - (4) 前各号の掲げる事項のほか、この約款の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、また及ぼすおそれのある行為をしたとき
- 2 当社は、前項の規定によりJENSファイバーコネクションサービスの提供を停止しようとするときはあらかじめ、その理由、実施期日および実施期間をお客様に通知します。ただし、当社が緊急に前項の規定によりJENSファイバーコネクションサービスの提供を停止する必要があると判断を行う場合は、当社はただちにJENSファイバーコネクションサービスの提供を停止することができるものとします。またこの場合、当社はお客様に対して、サービス停止後にその理由、実施期日および実施期間をお客様に通知します。

（禁止される行為）

- 第26条** JENSファイバーコネクションサービスの利用において、次の各号の行為は禁止します。
- (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - (3) 第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
 - (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為
 - (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつくもしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
 - (7) 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
 - (8) 貸金業を営む登録を受けず、金銭の貸付の広告を行う行為
 - (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
 - (11) 第三者になりすましてJENSファイバーコネクションサービスを利用する行為
 - (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または第三者が受信可能な状態のまま放置する行為
 - (13) 迷惑メール（無断で第三者に送信される、広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール又は社会通念上

- 第三者に嫌悪感を抱かせるもしくはそのおそれのある電子メールをいいます。)を送信する行為
- (14) 顧客勧誘の手段に、迷惑メールを利用するWebサイトの運営を行う行為
 - (15) 第三者の設備等またはJENSファイバーコネクションサービスの設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - (17) 違法行為(けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
 - (18) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - (19) 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
 - (20) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
 - (21) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 - (22) Webサイトもしくは電子メール等を利用する方法により、第三者のID及びパスワード等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
 - (23) その他、法令に違反する、もしくは違反のおそれのある行為、または公序良俗に違反し、もしくは第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(提供の中止)

第 27 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、JENSファイバーコネクションサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
 - (2) 次条(通信利用の制限)の規定による時
 - (3) 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、JENSファイバーコネクションサービスの提供を行うことが困難になったとき
- 2 当社は、前項の規定によりJENSファイバーコネクションサービスの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(通信利用の制限)

第 28 条 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、JENSファイバーコネクションサービスの提供を制限または中止する措置を取ることがあります。

- 2 当社は、JENSファイバーコネクションサービスについて、通信が著しく輻輳したとき又は輻輳するおそれがあるときは、JENSファイバーコネクションサービスに係る通信速度を制限することがあります。
- 3 当社は、お客様がWebサイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト(一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。)に基づき、当該Webサイト、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。

(サービスの廃止)

第 29 条 当社は、都合によりJENSファイバーコネクションサービスの特定品目又はすべての品目を廃止することができます。

- 2 当社は、前項の規定によりJENSファイバーコネクションサービスの廃止を行う場合には、お客様に対し廃止する3ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。

第6章 雑 則

(機密保持)

第 30 条 当社は、利用契約の履行に際し知り得たお客様の業務上の機密(通信の秘密を含みます。)を、第三者に漏らしません。

- 2 刑事訴訟法、その他の法令の規定もしくは通信傍受法の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当該開示請求の範囲で、当社は前項の守秘義務を負わないこととします。

(損害賠償の範囲)

第 31 条 当社は、JENSファイバーコネクションサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりお客様に直接損害を発生させた場合、JENSファイバーコネクションサービスの月額基本料を限度として損害賠償に応じるものとします。

- 2 当社は前項に規定された場合を除き、お客様に対して何らの責任を負いません。

(保守)

第 32 条 当社は、当社が設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

- 2 当社は、当社以外の電気通信事業者から賃借した電気通信回線設備が前項の事業用電気通信設備規則に適合するよう、その電気通信事業者に維持させます。

(書面等の提出等)

第 32 条の 2 お客様又は利用契約の申込みをする方(承継等の手続きをする方を含みます。)は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法(電磁的方法やインターネットを経由して当社所定の書式を当社の事業所等へ送信する方法を含みます。)により提出等を行うことが

できます。

(お客様の義務)

- 第 33 条** お客様は、当社から発行されたログイン名およびパスワード管理の責任を負います。ログイン名およびパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出てください。
- 2 お客様が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従ってください。特に研究ネットワークは営利目的として利用できません。
 - 3 JENS ファイバーコネクションサービスから得た情報は、転載、転売、その他如何なる使用に際しても、著作権者および当社の事前承認が必要です。

(技術的事項および技術資料)

- 第 34 条** JENSファイバーコネクションサービスに係る基本的な技術的事項は、別表第2号のとおりとします。
- 2 当社は、お客様がJENSファイバーコネクションサービスを利用するうえで参考となる詳細な技術的事項を記載した技術資料をこの約款とは別に作成し、当社が指定する当社の事業所において閲覧に供します。
 - 3 当社は、お客様の要望等により、前2項に定める技術的事項以外の条件でJENSファイバーコネクションサービスを提供する場合があります。この場合、当社は、その提供条件についてお客様と協議します。

(免責)

- 第 35 条** 第三者が、ログイン名等を不正に使用する等の方法で、JENSファイバーコネクションサービスを不正に利用することにより、お客様または第三者に損害を与えた場合当社はその損害について何らの責任も負わないものとします。
- 2 当社は、JENSファイバーコネクションサービスの利用に関するお客様のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は、応じられません。
 - 3 当社は、JENSファイバーコネクションサービスの提供に関し、お客様に対してこの約款に定める以外の如何なる責任も負いません。
 - 4 当社は、JENSファイバーコネクションサービスの完全な運用に努めますが、JENSファイバーコネクションサービスの中断、運用停止などによってお客様に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。
 - 5 当社は、毎月ある一定時間においてサービスの中断を行います。この場合、お客様または第三者に与えた損害について当社は何らの責任も負わないものとします。
 - 6 当社以外の電気通信事業者の電気通信回線設備に起因する事由により、お客様によるJENSファイバーコネクションサービスの利用が全くできない状態となったときは、当社は何らの責任を負いません。
 - 7 当社は、加入者がJENSファイバーコネクションサービスによって得る情報の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。また、JENSファイバーコネクションサービスの使用によりお客様に発生した如何なる損害についても、当社は責任を負いません。
 - 8 JENSファイバーコネクションサービスの使用により、お客様が他の加入者または第三者に損害を与えた場合、当該加入者の責任と費用において解決していただき、当社に損害を与えないものとします。

(パーソナルデータの利用)

- 第 36 条** 当社は、お客様に係るパーソナルデータ(個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下同じとします。)の取扱いに関する指針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- 2 パーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。

(注意喚起)

- 第 36 条の 2** 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。)によりJENSファイバーコネクションサービスの提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続するお客様を確認し、注意喚起を行うことがあります。

(準拠法)

- 第 37 条** この約款の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されます。

(管轄裁判所)

- 第 38 条** JENSファイバーコネクションサービスに関してお客様と当社との間に生ずる全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(その他)

- 第 39 条** 加入者は加入に際し、加入者名を公開ディレクトリに登録することを承認します。

別表第1号 料金等および計算方法

1. 料金

1-1. JENSファイバーコネクションサービスタイプB

品目	加入料	月額基本料	
		NTT東日本提供区域	NTT西日本提供区域
JENSファイバーコネクションサービス (/32) タイプビジネスタイプ	¥30,000 (税抜)	¥75,000 (税抜)	
JENSファイバーコネクションサービス (/32) タイプベーシックタイプ	¥30,000 (税抜)	¥25,000 (税抜)	
JENSファイバーコネクションサービス (/32) タイプニューファミリータイプ	¥30,000 (税抜)	¥9,500 (税抜)	
JENSファイバーコネクションサービス (/32) タイプファミリー100タイプ	¥30,000 (税抜)	¥9,500 (税抜)	
JENSファイバーコネクションサービス (/32) タイプハイパーファミリータイプ	¥30,000 (税抜)	¥9,500 (税抜)	
JENSファイバーコネクションサービス (/32) タイプマンションタイプ	¥30,000 (税抜)	¥9,500 (税抜)	
JENSファイバーコネクション (/32) タイプ B フレッツ・光プレミアムファミリータイプ	¥30,000 (税抜)	¥9,500 (税抜)	
JENSファイバーコネクション (/32) タイプ B フレッツ・光プレミアム マンションタイプ	¥30,000 (税抜)	¥9,500 (税抜)	
JENSファイバーコネクションサービス (/29) タイプビジネスタイプ	¥36,000 (税抜)	¥100,000 (税抜)	
JENSファイバーコネクションサービス (/29) タイプベーシックタイプ	¥36,000 (税抜)	¥35,000 (税抜)	
JENSファイバーコネクションサービス (/29) タイプニューファミリータイプ	¥36,000 (税抜)	¥17,000 (税抜)	
JENSファイバーコネクションサービス (/29) タイプファミリー100タイプ	¥36,000 (税抜)	¥17,000 (税抜)	
JENSファイバーコネクションサービス (/29) タイプハイパーファミリータイプ	¥30,000 (税抜)	¥17,000 (税抜)	
JENSファイバーコネクションサービス (/29) タイプマンションタイプ	¥36,000 (税抜)	¥17,000 (税抜)	
JENSファイバーコネクション (/29) タイプ B フレッツ・光プレミアムファミリータイプ	¥36,000 (税抜)	¥17,000 (税抜)	
JENSファイバーコネクション (/29) タイプ B フレッツ・光プレミアム マンションタイプ	¥36,000 (税抜)	¥17,000 (税抜)	
JENSファイバーコネクションサービス (/28) タイプビジネスタイプ	¥36,000 (税抜)	¥125,000 (税抜)	
JENSファイバーコネクションサービス (/28) タイプベーシックタイプ	¥36,000 (税抜)	¥55,000 (税抜)	
JENSファイバーコネクションサービス (/27) タイプビジネスタイプ	¥36,000 (税抜)	¥160,000 (税抜)	
JENSファイバーコネクションサービス (/26) タイプビジネスタイプ	¥36,000 (税抜)	¥190,000 (税抜)	

1) (/29) タイプB、(/28) タイプB、(/27) タイプB及び (/26) タイプBの加入料にはIPアドレス申請料を含みます。

1-2. フレッツ回線代行オプション

品目	加入料	月額基本料	
		NTT東日本提供区域	NTT西日本提供区域
ビジネスタイプ	¥5,000 (税抜)	¥43,900 (税抜)	¥39,900 (税抜)
ビジネスタイプ (アドバンスドサポート / サポートメニュー込み)		¥46,400 (税抜)	¥42,100 (税抜)
ベーシックタイプ		¥12,900 (税抜)	¥12,000 (税抜)
ベーシックタイプ (アドバンスドサポート / サポートメニュー込み)		¥15,400 (税抜)	¥14,200 (税抜)
ファミリー100 タイプ		¥8,400 (税抜)	¥7,770 (税抜)
ファミリー100 (サポートメニュー込み)		-	¥9,970 (税抜)
ハイパーファミリータイプ		¥8,400 (税抜)	-

2. 工事費

実費をご負担いただくものとします。

3. 品目変更料

品目	一時費用
品目変更料	¥20,000 (税抜)

4. 料金の計算方法

ア 当社は、お客様がその利用契約に基づき支払う月額基本料は、料金月（1の暦月の起算日（当社が利

用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。) から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。) に従って計算します。

- イ 当社は、次の場合が生じたときは、月額基本料をその利用日数に応じて日割します。
- (ア) 料金月の初日以外の日でJENSファイバーコネクションサービスの提供の開始があったとき。
 - (イ) 料金月の初日以外の日でJENSファイバーコネクションサービスの解除があったとき。
 - (ウ) 料金月の初日にJENSファイバーコネクションサービスの提供を開始し、その日に解除があったとき。
 - (エ) 料金月の初日以外の日で月額基本料の額の改定があったとき。この場合改定後の月額基本料はその改定があった日から適用します。
 - (オ) 料金月の初日以外の日でJENSファイバーコネクションサービスの品目の変更等により月額基本料の額が増加又は減少したとき。(この場合、増加又は減少後の月額基本料は、その増加又は減少のあった日から適用します。)
 - (カ) エの規定に基づく起算日の変更があったとき。
- ウ イの規定による月額基本料の日割は暦日数により行います。
- エ 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、アに規定する料金月の起算日を変更することがあります。

5. 端数処理

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

6. 消費税相当額の加算

第17条(加入料の支払義務)、第18条(月額基本料の支払義務)、第19条(工事費の支払義務)、第20条(品目変更料の支払義務)の規定により支払いを要する料金の額は、上記1.、2.及び3.に規定の額(税抜価額(消費税相当額を加算しない額をいいます。))とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

別表第2号 基本的な技術的事項

1. 物理的条件、相互接続回路および電気的特性の条件
NTT東日本ならびにNTT西日本の約款に準ずる

2. 基本的な通信手順の種類

種類
TCP/IP

附 則1

- (平成13年10月23日 総務省届出)
この約款は平成13年11月 1日から実施します。
- (平成13年12月20日 総務省届出)
この約款は平成13年12月25日から実施します。
- (平成14年 6月18日 総務省届出)
この約款は平成14年 7月 1日から実施します。
- (平成14年 8月12日 総務省届出)
この約款は平成14年 8月13日から実施します。
- (平成14年 8月30日 総務省届出)
この約款は平成14年 9月 2日から実施します。
- (平成14年 9月27日 総務省届出)
この約款は平成14年10月 1日から実施します。
- (平成14年11月28日 総務省届出)
この約款は平成14年12月 2日から実施します。
- (平成15年 3月10日 総務省届出)
この約款は平成15年 3月14日から実施します。
- (平成15年 7月16日 総務省届出)
この約款は平成15年 7月17日から実施します。
- (平成15年 11月20日 総務省届出)
この約款は平成15年12月 1日から実施します。
- この約款は平成16年 4月 1日から実施します。
- この約款は平成16年12月 6日から実施します。
- この約款は平成17年 1月24日から実施します。
- この約款は平成17年 3月 1日から実施します。
- この約款は平成17年 4月 1日から実施します。
- この約款は平成17年 4月20日から実施します。

附 則2

平成17年4月1日よりJENS株式会社はこの約款により日本テレコム株式会社に変更を行います。平成17年3月31日以前にJENS株式会社とご契約いただいているお客様は、JENSファイバーコネクションサービスの利用契約を再度締結する必要はありません。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年 12月 1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、当社とJENSファイバーコネクションサービスの利用契約を締結しているお客様については、改正後の約款の規定にかかわらず、JENSファイバーコネクションサービスの品目の変更を請求することはできません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年 5月31日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年10月 1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年12月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年12月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年4月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年 8月 1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債

務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)
この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)
この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)
1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)
この改正規定は、平成22年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)
この改正規定は、平成23年4月21日から実施します。

附 則

(実施期日)
この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)
1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)
1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)
この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)
この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)
この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)
1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)
この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)
この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

附 則

1 この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務

務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)
この改正規定は、平成29年9月1日から実施します。

附 則

- 1 この改正規定は、平成29年12月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

- 1 この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

- 1 この改正規定は、令和2年2月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

- 1 この改正規定は、令和2年3月23日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。

附 則

- 1 この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則

この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。

附 則

この改正規定は、令和6年10月1日から実施します。